

## あきる野市いじめ防止対策推進条例（案）について

### 1 条例の基本的な考え方

全ての子どもたちは、かけがえのない存在であり、社会全体で子どもたちが健やかに成長することを支援することが大切であると考えます。一方、いじめは、子どもたちが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあります。

市では、地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を保持するために、市と学校、保護者、地域住民、その他の関係機関及び東京都が相互に連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいます。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）に基づき、いじめ防止対策等についての基本的な事項を定めるために、あきる野市いじめ防止対策推進条例を制定します。

### 2 あきる野市いじめ防止対策推進条例（案）の概要

#### (1) 目的

法に基づく、いじめ防止対策等について、基本理念、関係者の責務、市の対策に関する基本的な事項を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (2) 基本理念

いじめ防止等のための対策は、次のような趣旨を踏まえて行わなければならない。

ア 学校の内外を問わず、いじめが行われなくするようにしなければならない。

イ 子どもをいじめから確実に守るとともに、いじめの解決に向けて、子どもたちが主体的に行動できるようにしなければならない。

ウ 学校全体で組織的に取り組むとともに、地域住民を含め社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

#### (3) いじめの禁止

子どもは、いじめを行ってはならない。

#### (4) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、市民や関係機関等と連携して、いじめ防止等のための対策を推進する。

#### (5) 教育委員会の責務

教育委員会は、基本理念にのっとり、いじめ防止等のために必要な措置を講ずる。

#### (6) 学校の責務

学校は、基本理念にのっとり、関係機関と連携しながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを発見した場合には、適切かつ迅速に対応する。

#### (7) 保護者の責務

ア 保護者は、子どもがいじめを行わないように必要な指導をするよう努めるものとする。

イ 保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから守るものとする。

ウ 保護者は、市、教育委員会及び学校が行ういじめの防止等のための措置に協力するように努めるものとする。

## (8) 市民の責務

市民は、市が推進するいじめ防止等の対策に協力するように努めるものとする。

## (9) あきる野市いじめ防止基本方針

市は、法第12条第1項に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、あきる野市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

## (10) 学校いじめ防止基本方針

学校は、基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を策定する。

## (11) あきる野市いじめ問題対策連絡協議会

ア 教育委員会は、学校関係者、教育委員会、市長部局、市関係機関、児童相談所、人権擁護員等の関係者により構成される「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

イ 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(ア) 市又は学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項

(イ) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項

(ウ) その他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

ウ 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

エ 協議会によるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、実務者会議としてあきる野市いじめ問題対策委員会を設置する。

## (12) 学校いじめ対策委員会

学校は、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、複数の教職員、心理及び福祉等の関係者により構成される「学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置する。

## (13) 重大事態に対する教育委員会又は学校による対処

ア 教育委員会又は学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、速やかに市長に報告するとともに、教育委員会又は学校の下に組織を設置して、調査を行い、いじめを受けた子どもや保護者に対して、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

イ 学校が調査を行う場合には、対策委員会を母体として学校評議員や学校医等の学校以外の委員も加えて組織した「学校いじめ調査委員会」が調査を行う。

ウ 学校が調査を行う場合には、教育委員会は調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

エ 教育委員会が調査を行う場合には、教育委員会、市関係機関、児童相談所、人権擁護員、警察等により構成される「あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置して調査を行う。

オ 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## (14) あきる野市いじめ問題調査委員会

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときには、市長の附属機関として「あきる野市いじめ問題調査委員会」を設置することができる。